

事務連絡
令和4年4月4日

各文部科学大臣所轄
宗教法人代表役員 殿

文化庁宗務課

「ウクライナの首都等の呼称の変更」について

標記について、令和4年4月1日付けて、別添のとおり、外務省大臣官房長から文部科学省大臣官房長宛て周知依頼がありましたので、お送りします。

欧東合第 184 号

令和4年4月1日

関係各位

外務省大臣官房長

(公印省略)

ウクライナの首都等の呼称の変更

標記の件に関し、令和4年3月31日付で外務省報道発表「ウクライナの首都等の呼称の変更」を発出し、日本政府として、ウクライナの首都等の地名の呼称をウクライナ語による読み方に基づく呼称に変更することといたしましたので、御留意願います。

【主な変更例】

キエフ (Kiev) → キーウ (Kyiv)

チェルノブイリ (Chernobyl) → チョルノービリ (Chornobyl)

オデッサ (Odessa) → オデーサ (Odesa)

ドニエプル (Dniepr) → ドニプロ (Dnipro)

また、貴府省庁におかれましては、各関係機関・民間団体等に通報いただくよう、御協力をお願いいたします。

付属添付 外務省報道発表「ウクライナの首都等の呼称の変更」
地名対象表（ウクライナ語・ロシア語）

本信送付先 内閣官房内閣総務官室内閣総務官
内閣法制局総務主幹
人事院事務総局総括審議官
内閣府大臣官房長
宮内庁次長
公正取引委員会事務総長
警察庁長官官房長
カジノ管理委員会事務局長
金融庁総務企画局長
消費者庁次長
デジタル庁統括官
復興庁統括官
総務省大臣官房長
公害等調整委員会事務局長
法務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
厚生労働省大臣官房長
農林水産省大臣官房長
経済産業省大臣官房長
国土交通省大臣官房長
環境省大臣官房長
原子力規制庁次長
防衛省大臣官房長
会計検査院事務局次長
衆議院事務局国際部長
参議院事務局国際部長
最高裁判所事務総長

令和4年3月31日

G-0377

ウクライナの首都等の呼称の変更

- 1 ロシアによる侵略を受け、日本政府としてウクライナ支援及びウクライナとの一層の連帯を示すための行動について幅広く検討を行ってきたところですが、ウクライナの首都の呼称をロシア語からウクライナ語に変更してはどうかとの指摘が各方面から寄せられました。これを踏まえ、適切な呼称についてウクライナ政府の意向について照会を行っていたところ、今般、ウクライナ側から回答が得られたことから、ウクライナの首都の呼称をロシア語による読み方に基づく「キエフ」からウクライナ語による読み方に基づく「キーウ」に変更することとしました。また、首都以外の地名についても、ウクライナ語による読み方に基づく呼称に変更することとしました。
- 2 ロシアによる侵略は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反です。我が国は、引き続きウクライナ及びウクライナ国民に寄り添い、事態の改善に向けてG7を中心とする国際社会と連携して取り組んでいきます。

地名対照表(ウクライナ語・ロシア語)

令和4年4月1日

欧州局中・東欧課

ウクライナ語表記	ロシア語表記	英語	ウクライナ語
キーウ州／市	キエフ	Kyiv	Київ
チョルノーピリ市／原子力発電所	Чорнобіль	Chornobyl	Чорнобіль
オデーサ州／市	Одеса	Odesa	Одеса
ドニプロ川／市	Дніпро	Dnipro	Дніпро
ドネツク州／市	Донецьк	Donetsk	Донецьк
ルハンスク州／市	Луганськ	Luhansk	Луганськ
ハルキウ州／市	Харків	Kharkiv	Харків
ミコライウ州／市	Миколаїв	Mykolaiv	Миколаїв
リヴィウ州／市	Львів	Lviv	Львів
イヴァノ＝フランキウスク州／市	Івано-Франківськ	Ivano-Frankivsk	Івано-Франківськ
ドニプロペトロウスク州	Дніпропетровськ	Dnipropetrovsk	Дніпропетровськ
チェルニウツィ州／市	Чернівці	Chernivtsi	Чернівці
ザポリッジヤ州／市	Запоріжжя	Zaporizhia	Запоріжжя
リーウネ州／市	Рівне	Rivne	Рівне
テルノーピリ州／市	Тернопіль	Ternopil	Тернопіль
チェルニヒウ州／市	Чернігів	Chernihiv	Чернігів
チェルカーシ州／市	Черкаси	Cherkasy	Черкаси
キロヴォフラード州	Кіровоград	Kirovohrad	Кіровоград
ザカルパッチャ州	Закарпаття	Zakarpatty	Закарпаття
ヘルソン州／市	Херсон	Kherson	Херсон
スミー州／市	Суми	Sumy	Суми
ポルタヴァ州／市	Полтава	Poltava	Полтава
ジトーミル州／市	Житомир	Zhtomyr	Житомир
ヴィンニツア州／市	Вінниця	Vinnytsa	Вінниця
フメリニツキー州／市	Хмельницький	Khmelnitskyi	Хмельницький
ヴォリーニ州	Волинь	Volyn	Волинь
クリミア自治共和国	Крим	Crimea	Крим
セヴァストーポリ市	Севастополь	Sevastopol	Севастополь
ボリスピリ空港	Бориспіль	Boryspil	Бориспіль
イルピニ市	Ірпінь	Irpin	Ірпінь
マリウポリ市	Маріуполь	Mariupol	Маріуполь

注1:平成三年内閣告示「外来語の表記」における第一表及び第二表を基準に作成。

注2:ロシア語と違い、(v)の後に母音が続かない場合、「フ」の音にならず、「ウ」に近い音になるため、表記は「ウ」を用いる。ただし、発音が不自然なものとなる場合は、「フ」又は「ヴ」を用いることも排除しない。例:アヴァコウ→アヴァコフ

注3:「Г」の表記には、ガ行ではなく、ハ行を用いる。英語の場合はhとなる。

注4:子音の後に「h」が続く時は、イ段又はウ段の音を用いる。例:リヴィウ、ボリスピリ、ルハンスク